

○小矢部市空き家・空き地情報バンク設置要綱

平成20年3月13日告示第16号

小矢部市空き家・空き地情報バンク設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小矢部市における空き家・空き地の有効活用を通して、市街地の活性化と小矢部市への定住促進を図るため、小矢部市空き家・空き地情報バンクの設置について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 小矢部市内に存する空き家又は空き地（空き家又は空き地になる予定のものを含む。）をいう。
- (2) 情報バンク 空き家等に係る情報登録者と情報利用者相互の情報提供を行うシステムをいう。
- (3) 情報登録者 空き家等に係る所有権その他空き家等を売却し、又は賃貸することができる権利を有する者をいう。
- (4) 情報利用者 居住、事業活動その他の空き家等の利活用を目的として、情報バンクからの空き家等の情報提供を希望する者であって、情報バンクに当該空き家等の情報を登録するものをいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、情報バンク以外の手段による空き家等の取引を妨げるものではない。

(空き家等の情報の登録)

第4条 情報バンクへの空き家等の情報の登録を希望する者は、小矢部市空き家・空き地情報バンク登録申込書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容を確認のうえ、小矢部市空き家・空き地情報バンク登録台帳（以下「空き家台帳」という。）に登録するものとする。

3 第7条第1項第4号の規定に基づき空き家台帳から抹消された情報登録者が、抹消後

も継続して登録することを申し出た場合は、前2項の規定に関わらず、小矢部市空き家・空き地情報バンク登録申込書の提出を求めることなく再度登録するものとする。

(情報利用の登録)

第5条 情報利用者は、小矢部市空き家・空き地情報バンク利用登録申込書(様式第2号)に必要な書類を添えて、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容を確認のうえ、小矢部市空き家・空き地情報バンク情報利用者台帳(以下「情報利用者台帳」という。)に登録するものとする。

3 第7条第1項第4号の規定に基づき情報利用者台帳から抹消された情報利用者が、抹消後も継続して登録することを申し出た場合は、前2項の規定に関わらず、小矢部市空き家・空き地情報バンク利用登録申込書の提出を求めることなく再度登録するものとする。

(情報バンクに係る登録事項の変更及び取下げ)

第6条 情報登録者及び情報利用者は、登録した事項に変更があったときは、小矢部市空き家・空き地情報バンク登録事項変更等届出書(様式第3号)により、遅滞なくその旨を市長に届け出るものとする。登録した情報の取下げを行うときも、また同様とする。

(空き家台帳及び情報利用者台帳の登録の抹消)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、空き家台帳及び情報利用者台帳の登録を抹消するものとする。

(1) 情報登録者又は情報利用者から登録の取下げの申出があったとき。

(2) 登録の内容に虚偽があったとき。

(3) 情報利用者が空き家等を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると市長が認めるとき。

(4) 登録から2年を経過したとき。

(5) その他登録することが適当でないと市長が認めるとき。

2 市長は、前項第2号から第5号までの規定による抹消をしたときは、その旨を情報登録者又は情報利用者へ通知するものとする。

(情報提供等)

第8条 市長は、必要に応じ、情報登録者に対して、情報利用者台帳に登録された情報を提供するものとする。

2 市長は、情報登録者及び情報利用者が行う空き家等の売買及び賃貸借に関する交渉及び契約については、情報バンクからの情報提供を除き、一切これに関与しないものとする。

(個人情報取扱い)

第9条 情報登録者及び情報利用者は、情報バンクの利用で得た個人情報を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得し、収集し、作成し、及び利用してはならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成30年4月4日告示第36号)

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に第4条又は第5条の規定による登録がされ、改正後の第7条第1項第4号に規定する期間が経過しているものについては、この告示の施行の日同号に該当したものとみなす。

様式第1号 (第4条関係)

小矢部市空き家・空き地情報バンク登録申込書

(宛先) 小矢部市長

年 月 日

申込者 住所

氏名

印

電話番号・FAX番号

E-mail

次のとおり、情報の登録を申し込みます。

共通情報	所在地							
	売却・賃貸の別	<input type="checkbox"/> 売却 <input type="checkbox"/> 賃貸		鉄道駅	m			
	売却の場合	希望価格	円	バス停	m			
	賃貸の場合	月額	円		保育所等	m		
		敷金/保証金	円		小学校	m		
		礼金	円		中学校	m		
		共益費	円		コンビニ	m		
		更新料	円		スーパー	m		
	その他	円		ドラッグストア	m			
	引渡し可能時期	即時・年月		総合病院	m			
取引形態	直接代理媒介(業者名)			その他施設()	m			
空き家情報	建築年月	年月		電気	<input type="checkbox"/> 引込済み <input type="checkbox"/> その他			
	構造			ガス	<input type="checkbox"/> 単独 <input type="checkbox"/> 共用 <input type="checkbox"/> その他			
	用途			水道	<input type="checkbox"/> 上水道 <input type="checkbox"/> 井戸 <input type="checkbox"/> その他			
	延べ床面積	㎡		下水道	<input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 浄化槽 <input type="checkbox"/> その他			
	空き家となった時期	年月		風呂	<input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 灯油 <input type="checkbox"/> 電気			
	修繕の必要性	大中小不要		トイレ	<input type="checkbox"/> 水洗 <input type="checkbox"/> くみ取り <input type="checkbox"/> その他			
	間取り	1階	部屋		庭	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し		
		2階	部屋		駐車場	<input type="checkbox"/> 有り (台) <input type="checkbox"/> 無し		
	敷地情報	土地権利			地目	用途地域		
		敷地面積	㎡		建ぺい率	%		容積率 %
特記事項								
空き地情報	土地の形状	整形 (m× m)						
		不整形 ()						
	地目	宅地 雑種地 田 畑 その他 ()						
面積	公簿 ㎡		実測 ㎡					

本申し込みに併せて、国土交通省モデル事業「全国版空き家・空き地バンク」に登録することを承諾します。

備考 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

付近見取り図



間取り図



※空き家等に係る所有権その他空き家等を売却し、又は賃貸することができる権利を有することを証明するもの（登記簿謄本又は権利証等）をご持参ください。

様式第2号 (第5条関係)

小矢部市空き家・空き地情報バンク利用登録申込書

年 月 日

(あて先) 小矢部市長

小矢部市空き家・空き地情報バンクからの情報を利用したいので、次のとおり申し込みます。なお、登録を通じて得られた情報については、私自身が利用目的に従って利用し、決して他の目的で使うことはありません。

申請者氏名		年齢	歳	職業	
住所	〒 ー				
連絡先	電話番号 ()		FAX番号 ()		
	E-mail				
希望連絡方法	1 電話 2 FAX 3 E-mail 4 郵便 (電話の場合の希望時間帯 時～ 時頃)				

利用の目的	1 居住用 (居住予定者 人) 2 店舗用 (兼用・専用) 3 その他 ()
必要な空き家情報	
必要な空き地情報	

※身分を証明するもの (運転免許証等) をご持参ください。

(重要)

小矢部市では、情報の紹介や必要な連絡調整等を行いますが、所有者・管理者と利用希望者の間で行う物件の賃借・売買に関する交渉・契約等に関しての仲介行為は行いません。また、契約後のトラブル等についても当事者間で解決してください。

様式第3号 (第6条関係)

小矢部市空き家・空き地情報バンク登録事項変更等届出書

(宛先) 小矢部市長

年 月 日

申込者 住 所

氏 名

印

電話番号・FAX 番号

E-mail

次のとおり、情報バンク登録事項の変更・取下げを届け出ます。

- 空き家台帳の登録事項変更
- 情報利用者台帳の登録事項変更

- 変更事項 (項目・内容)

- 登録の取下げ

理由 :

備考 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。